

医療費のお知らせについて（ご案内）

平成 29 年の税制改正により、医療費控除を申告する際、「医療費控除の明細書」に医療機関が発行する領収書の代わりに「医療費のお知らせ」を添付できるようになりました。

当健康保険組合では、従来 1 月から 12 月診療分を記載し通知していましたが、被保険者より 2 月中の送付を希望する声が多かったため、確定申告の手続きに間に合うよう、平成 31 年 1 月から令和元年 11 月診療分まで記載した通知を令和 2 年 2 月中旬に送付させていただきます。

医療費控除の申告は、1 月から 12 月までの 1 年間の医療費等が控除対象になります。12 月中の医療費等、「医療費のお知らせ」に反映されていない分については、ご自身が保管されている医療費等の領収書を添付してください。

なお、「医療費のお知らせ」は再発行できませんので、失くさないようにしてください。

確定申告に関する詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください。